

## 戸祭職員住宅1号棟敷地除草等業務仕様書

本仕様書は、栃木県(以下「甲」という。)が発注する戸祭職員住宅1号棟敷地除草等業務を受託する者(以下「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めたものである。

### 1 業務概要

#### (1) 業務の目的

戸祭職員住宅1号棟の環境整備のため、敷地内に繁茂する草花の除草及び敷地内から道路にはみ出した樹木の枝の強剪定を目的とする。

#### (2) 除草範囲

作業範囲は別紙「戸祭職員住宅1号棟 樹木配置図」に示す範囲とする。

#### (3) 残材の処分

除草・強剪定の残材は、適切に収集の上処分(廃棄)すること。

### 2 履行期間

令和8(2026)年6月1日から令和8(2026)年8月31日まで

### 3 履行場所

栃木県宇都宮市中戸祭町832-1 戸祭職員住宅1号棟

### 4 一般事項

(1) 作業時は通行への影響を最低限に抑えること。

(2) この仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認める軽微な事項については、乙は契約金額の範囲内で実施するものとする。

(3) 乙は、業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。なお、業務完了報告書には業務の実施状況の写真を添付すること。

(4) 乙は、業務の実施にあたり、以下の手順を遵守すること。

ア 事前に甲と十分に打ち合わせをすること。

イ 事故等が発生した場合には、甲に速やかに報告すること。なお、事故により発生した損害等については原則として乙側が賠償するものとする。

ウ 作業終了後は、必要により清掃等を行うこと

(5) 業務実施に要する機器材料は、全て乙の負担とする。